

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人長崎記念病院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54
- (3) 設立認可年月日 昭和30年1月18日
- (4) 設立登記年月日 昭和30年1月24日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉武 孝敏	
理 事	東 尚	長崎記念病院 管理者
同	松尾 光敏	長崎記念病院 副院長
同	山下 潤一郎	長崎記念病院 医療技術部門担当部長
同	福井 洋一郎	長崎記念病院 副理事長 経営企画部長兼事務部長
同	鳥巢 維文	鳥巢公認会計士事務所 所長
同	小川 幸雄	社会福祉法人 南陽会 理事長
同	山崎 秀章	株式会社 橋本 代表取締役
同	安達 健太郎	安達株式会社 代表取締役社長
監事	白石 智史	株式会社長崎国際テレビ 常勤監査役
同	中川 安英	株式会社文明堂総本店 代表取締役社長

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院 医療機関 等	長崎記念病院 4210118 214	長崎市深堀町1丁目11番地54	一般病床 164 床 療養病床 140 床 [医療保険 92 床] [介護保険 48 床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション	長崎市深堀町1丁目145番地22	
指定居宅介護支援事業所	長崎市深堀町1丁目145番地22	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 2 7 日	令和3年度事業報告
〃	令和3年度決算の決定
〃	人事の件（副理事長）
令和 5 年 3 月 1 6 日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和5年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	理事・病院長人事の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

購入

医療機器備品

X線骨密度測定装置 7,200千円 超音波診断用プローブ 2,440千円

解析付心電図 2,900千円 ベッドサイドモニター 1,300千円

その他の器機備品

5階厨房エアコン 4式 6,600千円 空気清浄除菌脱臭装置 2式 3,300千円

電動シャワートローリー 1,195千円

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 3月 31日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	[1,002,196]	I 流 動 負 債	[1,352,742]
現金及び預金	238,865	買掛金	110,786
事業未収金	729,929	短期借入金	940,400
たな卸資産	22,290	長期借入金(1年内返済)	12,912
役員等貸付金	600	未払金	9,747
前払費用	11,282	未払費用	92,815
その他の流動資産	848	リース債務(1年内)	56,288
貸倒引当金	△ 1,618	割賦未払金(1年内)	1,185
II 固 定 資 産	[983,790]	未払法人税等	2,288
1 有 形 固 定 資 産	(896,306)	未払消費税等	1,821
建物	476,208	預り金	33,970
構築物	6,788	賞与引当金	90,114
医療用器械備品	44,444	その他の流動負債	411
その他の器械備品	24,671	II 固 定 負 債	[921,314]
車両	0	長期借入金	390,381
建設仮勘定	2,090	リース債務	110,816
土地	240,394	割賦未払金	296
有形リース資産	101,709	預り保証金	750
2 無 形 固 定 資 産	(56,505)	退職給付引当金	419,070
ソフトウェア	5,170	負 債 合 計	2,274,056
電話加入権	1,495	純 資 産 の 部	
水道施設利用権	332	科 目	金 額
無形リース資産	49,506	I 積 立 金	(△ 295,157)
3 その他の資産	(30,978)	設立等積立金	1,000
有価証券	16,222	設備圧縮積立金	92,759
役員等長期貸付金	8,418	繰越利益積立金	△ 388,917
保証金・敷金	4,612	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(7,088)
長期前払費用	967	その他有価証券評価差額金	7,088
その他の投資資産	757	純 資 産 合 計	△ 288,069
資 産 合 計	1,985,987	負債及び純資産合計	1,985,987

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

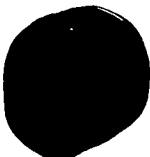
(単位：千円)

科 目		金 額	
I 事 業 損 益			
A 本来業務事業損益			
1. 事 業 収 益			
入院診療収益	2,071,183		
外来診療収益	845,695		
介護保険収益	309,521		
保健予防活動収益	53,641		
保険等査定減	△ 63,653		
保育料収入	1,575		
運営費補助金	227,262		
有料駐車場収入	1,643		
医療付随売上	1,261		3,448,132
2. 事 業 費 用			
材料費	497,205		
給与費	2,364,173		
委託費	35,217		
経売上原価	556,275		
その他の事業費用	1,548		
本来業務事業損失	3,868		3,458,288
B 附帯業務事業損益			10,155
1. 事 業 収 益			
附帯業務収入	73,270		
保険等査定減	△ 2,258		71,011
2. 事 業 費 用			
材料費	1		
給与費	44,510		
経売上原価	11,996		
その他の事業費用	746		57,254
附帯業務事業利益			13,757
事業利益			3,601
II 事 業 外 収 益			
受取利息	2		
受取配当金	629		
受取地代家賃	16,906		
受雑収入	12,183		29,723
III 事 業 外 費 用			
支払利息	18,752		
雑損損失	100		18,852
経常利益			14,472
IV 特 別 利 益			
施設設備補助金	25,124		
固定資産売却益	123		25,247
V 特 別 損 失			
固定資産処分損	373		
退職給付基準変更時差異償却	13,227		13,600
税引前当期純利益			26,118
法人税、住民税及び事業税	2,288		2,288
当期純利益			23,830

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54



財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額	1,985,987 千円
2. 負 債 額	2,274,056 千円
3. 純 資 産 額	△ 288,069 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,002,196
B 固 定 資 産	983,790
C 資 産 合 計 (A + B)	1,985,987
D 負 債 合 計	2,274,056
E 純 資 産 (C - D)	△ 288,069

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))



法人名 社会医療法人長崎記念病院
所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※医療法人整理番号							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当者なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当者なし

様式6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人長崎記念病院

理事長 吉武 孝敏 殿

私たちは、社会医療法人長崎記念病院の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月19日

社会医療法人長崎記念病院

監事

白石 智史

監事

中川 安英

原本と相違ありません

令和7年9月1日

社会医療法人長崎記念病院

理事長 吉武 孝敏

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：理事長 吉武 孝敏

住 所：長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	救急医療
長崎記念病院	長崎県長崎市深堀町1丁目11番地54	小児救急医療

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

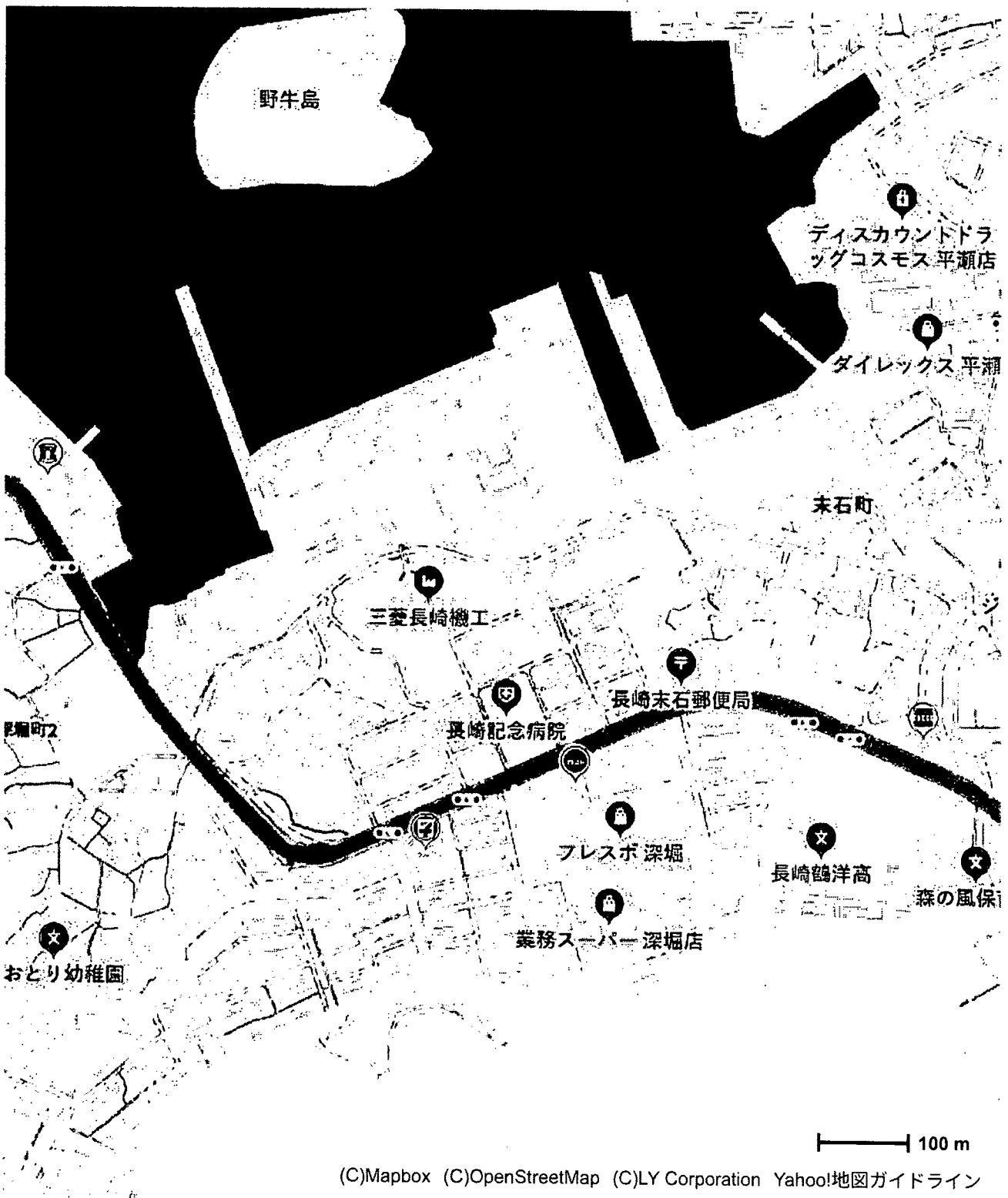
（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図



3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☒ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 陰圧病室（確保病床 2床） ※医療措置協定による確保病床（ 4床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☒ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☒ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 個人防護具 ☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☒ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（陰圧装置・パーテーション）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

.....（○年○月完成予定）

・設備整備計画

.....（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	12		2	1				52		1			1	1			
実人員	19	0	6	7	0	12	0	119	0	5	40	18	3	53	12	161	445
内特殊 関係者	3										1			1			

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	19	2		3	
	オンコール			3		2	
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内		3			1	
	オンコール			1			
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		6				
	オンコール			1		1	
診療放射線技師	病院内		7			1	
	オンコール			1			
臨床検査技師	病院内		13			1	
	オンコール			1			
看護師	病院内		17	2		2	
	オンコール						
合 計	病院内	1	65	4		7	
	オンコール			6		3	
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	1	65	4		7	
	オンコール			6		3	
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内		44	2		5	
	オンコール			4		1	

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 1－1（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 長崎記念病院
病院の所在地	長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54
管轄保健所名	長崎市保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	32321 件	5890 件	A 38211 件
内 時間外加算の算定件数	1987 件	189 件	① 2176 件
内 休日加算の算定件数	2146 件	535 件	② 2681 件
内 深夜加算の算定件数	664 件	36 件	③ 700 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			14.54%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8920 件	1697 件	10617 件
内 時間外加算の算定件数	724 件	74 件	798 件
内 休日加算の算定件数	637 件	140 件	777 件
内 深夜加算の算定件数	229 件	10 件	239 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	9833 件	2010 件	11843 件
内 時間外加算の算定件数	682 件	54 件	736 件
内 休日加算の算定件数	672 件	194 件	866 件
内 深夜加算の算定件数	234 件	13 件	247 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,568 件	2,183 件	15,751 件
内 時間外加算の算定件数	581 件	61 件	642 件
内 休日加算の算定件数	837 件	201 件	1038 件
内 深夜加算の算定件数	201 件	13 件	214 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	32321 件	5890 件	38211 件
内 時間外加算の算定件数	1987 件	189 件	2176 件
内 休日加算の算定件数	2146 件	535 件	2681 件
内 深夜加算の算定件数	664 件	36 件	700 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 理事長 吉武 孝敏

住所 長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 長崎記念病院
病院の所在地	長崎県長崎市深堀町 1 丁目 11 番地 54
管轄保健所名	長崎市保健所

[6 歳未満の時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	32321 件	A 5890 件	38211 件
内 時間外加算の算定件数	1987 件	① 189 件	2176 件
内 休日加算の算定件数	2146 件	② 535 件	2681 件
内 深夜加算の算定件数	664 件	③ 36 件	700 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	④ 0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B 件	件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		12.90%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料 (診療報酬の算定方法 (平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号) 別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。) の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)

時間外等加算件数明細表

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8920 件	1697 件	10617 件
内 時間外加算の算定件数	724 件	74 件	798 件
内 休日加算の算定件数	637 件	140 件	777 件
内 深夜加算の算定件数	229 件	10 件	239 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	9833 件	2010 件	11843 件
内 時間外加算の算定件数	682 件	54 件	736 件
内 休日加算の算定件数	672 件	194 件	866 件
内 深夜加算の算定件数	234 件	13 件	247 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	13,568 件	2,183 件	15,751 件
内 時間外加算の算定件数	581 件	61 件	642 件
内 休日加算の算定件数	837 件	201 件	1038 件
内 深夜加算の算定件数	201 件	13 件	214 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	32321 件	5890 件	38211 件
内 時間外加算の算定件数	1987 件	189 件	2176 件
内 休日加算の算定件数	2146 件	535 件	2681 件
内 深夜加算の算定件数	664 件	36 件	700 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

社会医療法人長崎記念病院

理事、監事および社員関する支給基準

医療法第42条の2第1項第6号に基づく、医療法施行規則第30条の35の2項第1号二により、社会医療法人長崎記念病院（以下、「当法人」という。）の理事等に対する支給基準を次のように定める。

第1章 対象となる役員

第1条 この基準の対象となるものは、当法人の理事・監事および評議員（以下、「理事等」という。）とする。

第2条 理事等には、常勤理事、職員（使用人）兼務役員等および非常勤の理事等を含むものとする。

第2章 報酬等の範囲

第3条 この基準の対象となる報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当（以下、「報酬等」という。）は、次のことを斟酌し、不当に高額とならないよう配慮する。

- (1) 民間事業者の役員の報酬等
- (2) 当法人の従業員の給与
- (3) 当法人の経理（特に損益・収支）の状況
- (4) 当法人と同規模・類似内容の医療法人の状況
- (5) その他、特に配慮すべき事項

第4条 理事等には、報酬・賞与・退職手当以外の「職務の遂行の対価として受ける財産上の利益」は原則として支給しない。ただし、特別の理由があるとき、その理由・金額等を明らかにして理事会の承認を受けるものとする。

第5条 理事等には、この基準で定める報酬のほか、特別の経済的利益の供与をしてはならない。

第3章 報酬の勤務形態による区分

第6条 理事等の報酬は、以下により支給する。

1. 医師の資格を有する常勤理事は、医師免許資格取得年に応じて、医師給与表（別途資料1）により医師給与を支給する。
2. 医師でない常勤理事の給与は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。
3. 常勤理事の役職手当等は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。
ただし経営の実態に合わせ減額する場合がある。
3. 非常勤理事及び監事の報酬は、年額24万円を支給する。

(注) ①「常勤」とは、従業員勤務に準じ、原則として週4日以上勤務、「非常勤」とは、常勤以外で1月に不定期（1日から数日）勤務する理事等をいう。

②この金額から源泉徴収税額等を控除する。

第4章 報酬の算定方法

第7条 理事等に対する退職手当は、理事であることに対する支給をしない。

第5章 報酬等の支給の方法及び形態

第8条 常勤の理事等に対する報酬等の支給方法は、原則として銀行振り込みにより、先月21日から今月20日までの分を1カ月とし、当月の29日に源泉徴収税額等を控除して支給する。

第9条 非常勤の理事等に対する報酬は、源泉徴収税額等を控除して、毎年6月開催の定時理事会において支給する。その場合、領収書を徴収するものとする。

第6章 その他

第10条 この基準の改定は、公認会計士・税理士等の意見を聞き、理事会の議を経て行う。

第11条 この基準は、当法人の事務部に置き、債権者等の開示するとともに長崎県知事に事業報告書等とともに届出・閲覧に供する。

第12条 この基準の管理は、当法人の事務部・事務部長を責任者とする。

附則

1. この基準は、平成20年12月1日から施行する。
2. 平成28年 評議員に関する項目を削除。
3. 平成30年 定時理事会開催月の変更

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財 産
流動資産	1,002,196,753 円				円
現金及び預金					円
事業未収金	709,518,193 円				円
有価証券					円
たな卸資産	22,290,223 円				円
前渡金	円				円
前払費用	11,282,478 円				円
その他の流動資産	259,105,859 円				円
固定資産	982,409,079 円	1,381,600 円	円	円	円
有形固定資産	894,925,108 円	1,381,600 円			円
建物	390,941,201 円	円			円
構築物	6,788,947 円	円			円
医療用器械備品	44,444,226 円	円			円
その他の器械備品	24,671,187 円	円			円
車両及び船舶	2 円	円			円
土地	239,012,542 円	1,381,600 円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	189,067,003 円	円			円
無形固定資産	56,505,020 円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	5,170,780 円	円			円
その他の無形固定資産	51,334,240 円	円			円
その他の資産	30,978,951 円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	967,930 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 1,984,605,832 円	② 1,381,600 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	本来業務 (病院・デイ)	附帯業務 (訪看・居宅)	
流動資産	1,002,196,753 円	990,965,344 円	11,231,409 円	円
事業未収金	709,518,193 円	698,286,784 円	11,231,409 円	円
たな卸資産	22,290,223 円	22,290,223 円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	11,282,478 円	11,282,478 円	円	円
その他の流動資産	259,105,859 円	259,105,859 円	円	円
固定資産	982,409,079 円	982,409,079 円	円	円
有形固定資産	894,925,108 円	894,925,108 円	円	円
建物	390,941,201 円	390,941,201 円	円	円
構築物	6,788,947 円	6,788,947 円	円	円
医療用器械備品	44,444,226 円	44,444,226 円	円	円
その他の器械備品	24,671,187 円	24,671,187 円	円	円
車両及び船舶	2 円	2 円	円	円
土地	239,012,542 円	239,012,542 円	円	円
その他の有形固定資産	189,067,003 円	189,067,003 円	円	円
無形固定資産	56,505,020 円	56,505,020 円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	5,170,780 円	5,170,780 円	円	円
その他の無形固定資産	51,334,240 円	51,334,240 円	円	円
その他の資産	30,978,951 円	30,978,951 円	円	円
長期前払費用	967,930 円	967,930 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 1,984,605,832 円	1,973,374,423 円	11,231,409 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
土地(草住町 305 番地)	なし	昭和 51 年 4 月 16 日	16,771,184 円	1,381,600 円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	16,771,184 円	⑥ 1,381,600 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任

意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎市深堀町1丁目11番地 54	5146.00 m ²	0 m ²	5146.00 m ²	病院敷地
長崎市深堀町1丁目11番地 115・116	3601.19 m ²	0 m ²	3601.199 m ²	駐車場
				調剤薬局
				園舎
長崎市草住町305番	628.00 m ²	0 m ²	628.00 m ²	遊休地

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
病院	鉄筋コンクリート 造陸屋根 7 階建	11681.46 m ²	自家	本館	11531.62 m ²
				機械室	149.84 m ²
					m ²
保育所	鉄筋コンクリート 屋根平屋建	124.65 m ²	自家	園舎	124.65 m ²
					m ²
					m ²
店舗	鉄筋コンクリート 像陸屋根	128.20 m ²	自家	調剤薬局	128.0
ダイケア棟	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 2 階建	691.22 m ²	自家	ダイケア	691.22 m ²
					m ²
					m ²

8 医療用器械備品の明細

[illegible]

法人名 社会医療法人長崎記念病院
所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※監理法人登録番号					
-----------	--	--	--	--	--

純資産変動計算書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)							
	基金	積立金				評価・換算 差額等	純資産合計
		設立等積立金	設備圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計		
令和 4 年 4 月 1 日 現在	0	1,000	101,308	△ 421,297	△ 318,988	6,160	△ 312,828
施設設備補助金受け入れ相当額の積立			9,981	△ 9,981	0		0
減価償却対応額の設備圧縮積立金取崩			△ 18,530	18,530	0		0
当期純利益（損失）				23,830	23,830	0	23,830
基金・積立金以外の項目の期中変動純額				0	0	928	928
当事業年度中の変動額合計	0	0	△ 8,549	32,379	23,830	928	24,759
令和 5 年 3 月 3 1 日 現在	0	1,000	92,759	△ 388,917	△ 295,157	7,088	△ 288,069

(単位：千円)

附 属 明 細 表

- ① 有形固定資産等明細表
- ② 引当金明細表
- ③ 借入金等明細表
- ④ 有価証券明細表
- ⑤ 事業費用明細表

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建 物	2,514,927	9,975	6,122	2,518,780	2,042,571	37,142	476,208
	構 築 物	87,606	0	0	87,606	80,817	1,019	6,788
	医 療 用 器 械 備 品	669,725	15,451	25,136	660,040	615,596	28,812	44,444
	そ の 他 の 器 械 備 品	255,642	13,620	3,844	265,418	240,747	10,702	24,671
	車 両	9,696	0	1,430	8,266	8,266	0	0
	有 形 リ ー ス 資 産	214,213	0	0	214,213	112,503	35,561	101,709
	建 設 仮 勘 定	0	2,090	0	2,090	—	—	2,090
	土 地	240,394	0	0	240,394	—	—	240,394
	計	3,992,205	41,136	36,533	3,996,807	3,100,502	113,238	896,306
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	5,725	5,161	2,035	8,852	3,681	1,477	5,170
	電 話 加 入 金	1,495	0	0	1,495	—	—	1,495
	水 道 施 設 利 用 権	627	0	0	627	294	42	332
	無 形 リ ー ス 資 産	84,895	0	0	84,895	35,388	16,465	49,506
	計	92,742	5,161	2,035	95,869	39,364	17,984	56,505
その他の資産	有 価 証 券 ※	9,133	0	0	9,133	△ 7,088	—	16,222
	保 証 金 ・ 敷 金	4,612	0	0	4,612	—	—	4,612
	役 職 員 等 長 期 貸 付 金	2,950	5,468	0	8,418	—	—	8,418
	長 期 前 払 費 用	1,402	317	139	1,580	612	238	967
	そ の 他 の 投 資 資 産	774	0	16	757	—	—	757
	計	18,872	5,785	155	24,500	△ 6,476	238	30,978

※有価証券の「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄は、時価評価による評価損益によるものです。

注① 医療用器械備品の増加の主要な内容は、以下の通りである。

x線骨密度測定装置 7,200千円 超音波診断プローブ 2,440千円

解析付心電計 2,900千円 ベッドサイドモニタ 1,300千円

注② その他の器械備品の増加の主要な内容は、以下の通りである。

5階厨房エアコン 4式 6,600千円 空気清浄除菌脱臭装置 2式 3,300千円

電動シャワートローリー 1,195千円

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 増 加 額 (千円)	当 期 減 少 額 (目的使用) (千円)	当 期 減 少 額 (その他) (千円)	当 期 末 残 高 (千円)
貸倒引当金	1,916	240	538	0	1,618
賞与引当金	90,955	90,114	90,955	0	90,114
退職給付引当金	420,717	85,330	86,977	0	419,070

注：退職給付引当金の当期増加額のうち、13,227千円は過年度引当不足額を毎期同額組み入れているものである。

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千 円)	当 期 末 残 高 (千 円)	平 均 利 率 (%)	返 済 期 限
短期借入金	943,200	940,400	1.750%	—
1年以内に返済予定の長期 借入金	12,912	12,912	1.700%	—
長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く。)	403,293	390,381	0.547%	
その他の有利子負債	0	0		
合 計	1,359,405	1,343,693	—	—

注1) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後
5年内の1年ごとの返済予定額

1年目	0千円
2年目	12,912千円
3年目	12,912千円
4年目	30,420千円
5年目	42,648千円

注2) 独立行政法人福祉医療機構からの長期借入金1億円については
令和8年9月まで無利息となっている

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

有価証券明細表

【債権】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
<その他の資産に計上した、その他有価証券>		
(株)ふくおかファイナンシャルグループ	5,600株	14,274
第一生命ホールディングス(株)	800株	1,948
計		#REF!

法人名 社会医療法人長崎記念病院

所在地 長崎市深堀町1丁目11番地54

事業費用明細表

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

勘定科目	本来業務事業費用	附帯業務事業費用	合計
医薬品費	155,631	0	155,631
診療材料費	106,052	0	106,052
医療消耗器具備品費	186,766	1	186,768
給食材料費	48,754	0	48,754
材料費計	497,205	1	497,206
給料	1,771,555	30,645	1,802,201
賞与	167,541	4,244	171,786
賞与引当金繰入額	87,875	2,238	90,114
退職給付費用	70,524	1,578	72,102
法定福利費	266,676	5,802	272,478
給与費計	2,364,173	44,510	2,408,683
外注委託費	14,781	0	14,781
寝具委託料	12,250	0	12,250
支払報酬	8,186	0	8,186
委託費計	35,217	0	35,217
減価償却費	127,607	3,853	131,461
リース料	14,494	1,925	16,419
地代家賃	18,490	1,492	19,983
営繕費	3,693	0	3,693
修理費	8,600	0	8,600
保守管理費	55,664	414	56,079
固定資産税等	2,682	377	3,059
機器設備保険料	1,062	44	1,106
図書費	2,505	0	2,505
研究旅費	870	21	891
福利厚生費	4,693	27	4,721
従業員給食費	5,940	111	6,052
職員被服費	13,889	25	13,914
保健衛生費	24,406	124	24,530
交通費	11,085	458	11,543
通信費	6,602	380	6,983
広告料	3,458	0	3,458
消耗備品費	1,408	0	1,408
消耗品費	15,291	80	15,372
事務用品費	10,988	124	11,112
印刷費	1,877	10	1,888
水道光熱費	74,182	1,823	76,006
燃料費	1,376	0	1,376
保険料	6,378	27	6,406
諸会費	1,554	29	1,583
寄付金	43,230	0	43,230
租税公課	652	0	652
医業貸倒損失	240	0	240
雑費	7,774	22	7,797
控除対象外消費税	85,574	617	86,192
経費計	556,275	11,996	568,272
有料駐車場管理費	1,092	0	1,092
医療付随売上原価	456	0	456
売上原価計	1,548	0	1,548
車両関係費	1,673	708	2,381
交際接待費	235	0	235
会議費	138	0	138
教育研修費	1,820	38	1,858
その他の事業費用計	3,868	746	4,614
計	3,458,288	57,254	3,515,542

独立監査人の監査報告書

令和 5 年 6 月 12 日

社会医療法人 長崎記念病院
監事 白石 智史 殿
監事 中川 安英 殿

波多公認会計士・税理士事務所
長崎県長崎市

公認会計士 波多 順子.

監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人長崎記念病院の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 3 年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は平成 29 年度から債務超過の状態にある。また、依然として借入金の割合も高いことから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

原本と相違ありません

令和 7 年 9 月 1 日

社会医療法人長崎記念病院

理事長吉武孝敏